

大和市公告第 35 号

神奈川県知事から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、当該図書を本市街づくり施設部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 5 日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業第 1 号大和公共下水道

2 縦覧場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課